「パラサイトシングル」問題と贈与税*

2001年7月2日

一橋大学経済研究所 渡辺 智之

1. はじめに

山田〔1999〕による問題提起以来、いわゆるパラサイトシングル(特殊な用語であり、かつ必ずしも厳密に定義されている言葉ではないことから、以下では括弧付きで「パラサイトシングル」と記することにする。)に関する問題が広く議論されるようになってきている。また、最近、国立社会保障・人口問題研究所から、実態調査の結果が公表されている(国立社会保障・人口問題研究所〔2001〕)。本稿では、「パラサイトシングル」の現象に関する経済的な解釈を試みるとともに、そもそも何が問題なのか、問題があるとすればどのような政策的対応が可能なのかを贈与税の問題に焦点をあてて検討しようとするものである。

本稿の構成は以下の通りである。第2節で「パラサイトシングル」問題の背景を述べ、第3節で Becker のモデルに準拠しつつ親子間贈与に対する贈与税の影響を調べ、第4節で「パラサイトシングル」と贈与税の関係を検討する。第5節で長期的問題に言及し、第6節で簡単なまとめを行う。

2.問題の背景

山田〔1999〕は、日本では親と同居する未婚者が増加しつつあると主張するとともに、特に、その中でも親と同居することによって極めて豊かな生活を楽しんでいる20代、30代の未婚者を「パラサイトシングル」」と呼んで、そのような現象が様々の問題を発生させていると論じた。例えば、「パラサイトシングル」であることのメリットを享受している未婚者は、なかなか結婚しようとしないので、結果的に出生率の低下の一因になっていると主張した。また、「パラサイトシングル」が親との同居を続けることによって、住居・耐

*文部科学省科学研究費特定領域(B)603 からの助成に対し、感謝申し上げたい。

^{1 「}パラサイトシングル」がいる家族の典型的な描写は、「親元にとどまり続けている大量の男女の未婚者たちと、他方で、二十代半ばの娘や息子の世話を文句も言わず引き受けている専業主婦の母親、さらにその状態をさして不満にも思わない父親」(岩上〔2001〕)といったものである。

久消費財などの消費需要が伸びず、景気の停滞につながっている可能性があるとした。更に、若年層における所得格差の拡大にもつながっているのではないかと指摘した。この他、山田〔1999〕は、社会学の立場から、依存主義の蔓延など広範な問題を論じている。最後に、パラサイトシングル問題の対応のひとつとして、山田〔1999〕は、パラサイトシングルに該当する者は、親から実質的に所得の移転を受けているものとみなして、贈与税を課することを提案している。その提案にある「親同居税」は、基本的には、贈与税の課税ベースを拡大すべきとの主張であると解釈できよう。

一方、親子が同居するかどうかを決定する要因に関しては、従来から、主として高齢者の経済状態を把握するという見地から、日本における状況についてもいくつかの実証研究が行われている。例えば、岩本・福井〔2000〕は、

- ・親の所得が高いほど、別居が選択される。
- ・ 子の所得については、親が夫婦の場合は子の所得が高いほど別居が選択される傾向に あるが、単身の場合では有意な影響は見られない。

という結果を示している。しかし、この研究は、子供が夫婦の場合のみを対象としており²、いわゆる「パラサイトシングル」は対象外である。「パラサイトシングル」がこれまで本格的な検討対象となってこなかった理由のひとつは、従来の研究の関心が高齢者の経済状態にあり、比較的豊かな階層について生じていると考えられる「パラサイトシングル」現象が直接的な関心の対象外であったからであると思われる。従って、今日に至るまで、「パラサイトシングル」に関する実証研究は限られたものでしかなかった。

このような状況のもとで、最近、「世帯内単身者に関する実態調査:結果の概要」(国立社会保障・人口問題研究所〔2001〕)が公表された。同調査は、「これまで「パラサイトシングル」という言葉であいまいにしか捉えられてこなかった家族と同居する未成年者の実態を把握」する目的で行われたものであり、2000年6月時点で、18歳以上の未婚親族が同居する世帯及びその未婚親族個人を対象としている。結果の集計は、世帯票・個人票ともに有効であって、未婚親族が学生ではないケース(世帯、2667ケース、個人、3422ケース)について行われた。結果の概要は以下の通りである。

まず、18歳以上の未婚親族が同居する世帯(以下、当該世帯)の世帯主の年齢は、半分近くが50歳台であり、40歳代後半から60歳台前半までを含めると全体の7割を占める。

ある。

² 子が独身ではなく、既婚者の場合は、親と同居しても定義的に「パラサイトシングル」にはならない。また、子が既婚者の場合には、親子の所得が低い場合にやむを得ず同居する傾向が強いのだから、既婚者の同居について帰属家賃分などへ贈与税を課すべきであるという議論は出てこないと考えられ、「パラサイトシングル」を巡る状況とは大きな違いが

一方、親と同居する 18 歳以上の未婚者(以下、当該個人)については、全体の 6 割が 20 歳台であり、これに 30 歳代前半を加えると 8 割近くになる。当該世帯の世帯収入は、約半数が 500 万円から 1200 万円未満であり、当該世帯が経済的に豊かな層に集中しているわけではない。住宅状況については、約8割が持ち家であり、居住室数も5部屋以上の場合が7割近く、また当該個人のうち自分専用の部屋を持っている者が9割と、住居環境には概して恵まれている場合が多い。当該個人の9割近くは仕事をもち、そのうち7割以上がフルタイムで仕事をしている。当該個人の7割近くが家計に繰り入れを行っているが、平均的な繰入額は月額3万円足らずにすぎない。

以上のような、世帯内単身者に関する実態調査の結果をどのように判断すべきかについては、様々な見解があり得よう。1回きりの標本調査に基づいて、具体的な結論を出すことは差し控えるべきかもしれない。ここではとりあえず、以下の議論との関連で、実態調査の結果を次のように解釈しておくこととしたい。

親と同居する世帯内単身者が即「パラサイトシングル」であるということはできない。 特に、世帯の所得階層が低いケースについては、単身者から比較的高い繰り入れが認 められ、未婚の子が親との同居による恩恵を一方的に受けているばかりというわけで はなさそうである。一般には、子夫婦と同居する高齢者は、比較的所得が低い傾向が あり、子が未婚の場合にも、特に親の年齢層が高い場合には、子が同居する親の生活 を支えているケースも当然あり得よう。

しかし、実態調査は、「パラサイトシングル」に相当するケースもかなりありうることを示唆している。即ち、本人は 20 歳代で親は 50 歳代、比較的大きな持ち家に暮らして自分の個室を持ち、月々3 万円足らずの金額を家計に入れ、自分の所得の大部分をかなり自由に使える、恵まれた若年層は、「パラサイトシングル」にあてはまるが、事態調査によるとそのような若年層はかなり存在している。世帯内単身者のいる世帯の所得水準は、世帯主の年齢層が同じ平均な世帯の所得水準より特段高いわけではないが、50 歳台の世帯主の所得水準はもともと高い上に、持ち家からの帰属所得も含めると、経済的に比較的ゆとりのある世帯が多い。従って、「パラサイトシングル」による親子同居は、高齢者と子夫婦の同居の場合と、経済的な状況が大きく異なっているものと考えられる。

仮に、「パラサイトシングル」と呼ばれる現象がかなり広範に生じているとすれば、そのどのような側面が問題になるのであろうか。また、仮に問題があるとして、「パラサイトシングル」であるとみなされる未婚者に対して親から提供される便益に贈与税を課するという政策は望ましい効果をもたらすであろうか。このような問題を経済学的な見地から検討するためには、親と子の目的関数を明示した何らかのモデルを利用することが必要と考えられる。以下では Becker [1991] に示された親子間贈与のモデルを土台に、贈与税の効

果とパラサイトシングル問題の性質を検討していくこととしたい。なお、山田〔1999〕が贈与税としての「親同居税」を提案したねらいは、必ずしもその経済的インセンティブ効果による親子別居の促進ではなく、「パラサイトシングル」問題を広く社会に認知してもらうとともに、「パラサイトシングル」本人に一定の社会的プレッシャーを与えることであったと考えられる。これに対して本稿では、議論の対象をあくまでも贈与税課税の経済的効果に絞っているので、必ずしも山田〔1999〕の問題提起全体について検討しているわけではないことをあらかじめ断っておきたい。

3.親子間贈与に対する贈与税の効果

親子間贈与の問題を検討するにあたっては、Becker [1991] で示されたモデル³が有用であろうと考えられる。このモデルにおいては、親は自分と自分の子供の効用を考慮して、利他的に行動するが、子はもっぱら自分の効用のみを最大化する(利己的に行動する)と仮定されている。(このような仮定が妥当なものかどうかについては議論がありうるが、少なくとも「パラサイトシングル」現象を検討対象にするコンテクストでは、概ね妥当な仮定であると考えられる。)簡単化のために、親の効用は自分と子の消費量に依存するものとし、親の効用関数は、

$$U_{p} = U (Z_{p}, Z_{C})$$
 (1)

で表されることとする。(1)式において、 Z_p は親の消費量、 Z_c は子の消費量を示す。なお、親にとっては、自分の消費も子の消費も「正常財」であるとする。親は(1)式に示された効用の最大化をはかるが、子は自分の消費にしか興味がなく、 Z_c を最大化しようとする。親と子の所得獲得の可能性は、 $F\left(I_p,I_c\right)$ 0で示され、これは図 1 の線分 AA の内部に対応するものとする。(親から援助をもらう比較的若年の子の所得獲得機会は親に比べて限られていることを前提としているので、線分 AA と座標軸の囲む図形は横長になっている。なお、子への人的投資によって高い収益を得ることができる場合については、第 5 節で言及する。) 親から子へは、 y (0) の贈与が行われ、

$$Z_{P} + y = I_{P} \tag{2}$$

$$Z_C = I_C + y \tag{3}$$

 $^{^3}$ このモデルは、1970 年代に Becker のいくつかの論文 (例えば Becker〔1974〕) に既に示されているが、ここでは Becker〔1991〕で示されたものを単純化して用いることとする。

となる。(3)式は、子の消費量は子自身の所得と親からの贈与の和であることを示している。 子は(3)式の値が最大になるように行動する。

ここで、子は、線分 AA 上から任意の点を選択できる(親子間の所得の配分を任意に選択できる)ものとし、親は、子の選択した点を出発点にして、子の対する最適な即ち(1) 式を最大化する y を選択する。この結果は、図 1 に示されている。子は親子の所得の合計額を最大化する点 E_0 を選び、親は(1)式を最大化する点である e_0 を選ぶ。親から子への贈与の額は、図 1 の y で示されている。言うまでもなく、点 e_0 においては、(1)式で表された親の効用関数の限界代替率が 1 に等しくなっている。

子は、親が(1)式を最大化するように、贈与額を決めることを知っているから、子自身は利己的に行動するにもかかわらず、結果的には親子の所得合計額の最大化をはかることになる。仮に子が、自分の所得を増大させるために、図1の E_0 ではなく、 E_1 のような点を選べば、親は e_1 を選び、親にとって子の消費が正常財であるかぎり、子の消費額は親が点 e_0 を選択した場合よりも小さくなってしまう。(即ち、図1で子は、 $I_{C1} > I_{C0}$ となる点を選んでいるにもかかわらず、結果的には $I_{C1} < I_{C0}$ となり、(3)式を最大化することができない。)従って、子には、 I_{C0} 以外の点を選ぶインセンティブはない。こうして、子は、利己的であるにもかかわらず、あたかも家族思いであるかのように行動することになる。Becker はこれを、Rotten Kid Theorem と呼んだ。

上記のような状況について、親から子への贈与に対して贈与税⁴が課される場合には、どのような変化が生じるであろうか。まず、贈与税が贈与額に比例して課される場合、即ち、(3)式の代わりに、

$$Z_C = I_C + (1-t)y$$
 (4)

となる場合を検討する。(4)式の t は、贈与税の税率である。図 2 を参照されたい。比例的な贈与税を課されるにもかかわらず子が E_0 (税引き前の親子の合計所得額を最大にする点)を選択すれば、親は e_1 を選ばざるを得ない。しかし、点 e_1 は、親にとっても子にとっても最適の点ではない。仮に、子が所得獲得機会線 AA 上の点 E_2 、即ち、所得獲得機会の代替率と贈与税税引き後の親の贈与額と子の授与額の比率を等しくする点を選べば、親は点 e_2 (ここでは、贈与税引き後の親子の消費額合計額が最大化されている)を選ぶことになる。点 e_2 においては、親の効用のレベルも子の消費量も e_1 より高いので、両者にとって e_2 が実現される方が望ましい。

5

⁴ 本稿では、日本の制度に従って、贈与税は贈与を受けた側(子)が支払うものとする。 贈与をした親が支払う場合にも経済的な効果は同一である。

このように、比例的な贈与税が課される場合には、税負担を軽減するために、子の所得を相対的に高くすることによる資源配分の歪みが生じる。しかし、親子間の利害関係については、図2の状況は図1と同じである。即ち、子は、利己的な行動をするにもかかわらず、税引き後の親子の消費額が最大になるような点を選ぶという意味では、Rotten Kid Theorem は依然として成立している。

次に、累進的な贈与税の効果を検討する。図3を参照されたい。ここで、贈与税は一定額の控除(K_0I_0 に相当)が行われた残額について、極めて高い贈与税が課されるものとする。子が E_0 を選べば、親は e_1 を選ぶ。しかし、子は例えば E_2 のような点を選ぶことによって、親に e_2 を選ばせ、 e_1 の場合よりも高い消費量を達成することができる。ところが、 e_2 における親の効用の水準は、 e_1 の場合よりも低い。

こうして、累進的な贈与税が課される場合には、親子間の利害対立が表面化し、もはや必ずしも Rotten Kid Theorem が成立しなくなる。累進的な贈与税が親から子への贈与額に制約を与えるので、子は、贈与が少ないことを見越して、贈与が行われる以前の所得の取り分をなるべく多くしようとするわけである。

以上で、親子間贈与に対する贈与税の影響の検討はひとまず終了し、次節で「パラサイトシングル」問題と贈与税の関連を検討する。

4.「パラサイトシングル」と贈与税

本節では、まず、現行の贈与税の「パラサイトシングル」に対する取り扱いを見た後、前節のモデルを用いて、「パラサイトシングル」現象を解釈する。次に、贈与税の課税が、子が親に「パラサイト」するかどうか(金銭的な負担をほとんど負うことなく、親と同居することによる経済的メリットを享受しようとするかどうか)の決定に影響を与えるか否かを検討する。

贈与税は、「贈与によって財産が移転する機会に、その財産に対して課される租税」であり、「相続税の補完税の性質をもつ」(金子〔1999〕)とされる。贈与税が相続税の補完税とされるのは、贈与税がなければ、生前贈与によって相続税を逃れることが可能になるからである。また、贈与税の課税対象は「贈与によって取得した財産」であり、「贈与によって財産を取得した個人」が納税義務者となる。ここで「財産」には、財産権の対象となる一切の物及び権利が含まれているとされている。

このような現行の贈与税を「パラサイトシングル」が享受する便益に対して課することは困難である。第一に、子が同居によって得る住居サービスに贈与税が課されることはない。たとえ子が親の家に住むことによって経済的にはかなり高額の帰属家賃に相当する贈与を受けていたとしても、その額を算定することは困難である。5また実際に現行制度上、親の土地に子が家を建てて、地代を払うことなく住んでいたとしても、子は親の土地を「使用貸借」しているものとみなされ、使用借権の評価はゼロとされているから、贈与税は課税されない。6土地を無料で「使用貸借」することに贈与税が課されないのだから、単に親の住居の一室に無料で居住することによって得るサービスに対し、贈与税を適用することは困難である。

第二に、「パラサイトシングル」は、住居サービス以外の生活費についても、対価のない食事のサービスや家具・自動車・電化製品などの使用などを通じて、事実上の生活費の補填を受けているケースが多いと考えられるが、このような生活費の給付に対して贈与税を課すことも困難である。法律的には、贈与財産のなかで「扶養義務者間において生活費・教育費に充てられるために贈与された財産」が課税対象から除かれていることから、制度上は、「パラサイトシングル」(扶養家族ではない)への生活費支給は課税できるという解釈が不可能ではない。しかし、課税対象が贈与「財産」である以上、金銭が渡される場合はともかく、食事や家具類使用のサービスの提供そのものには課税できないであろう。また、たとえ金銭の贈与がある場合であっても、それが同一家計内で行われる限り、課税当局が把握することは不可能であり、執行面からも課税は不可能であろう。7

このように「パラサイトシングル」は、たとえ親から多額のベネフィットを受けていた としても、現行の贈与税をほぼ完全に免れることができる。これにはふたつの要因がある。 「パラサイトシングル」への便益は非金銭的なサービスが多いので、「財産権の対象とな

⁵ 贈与税のみならず、現行の所得税も帰属家賃を課税対象に含めていない。この理由のひとつは算定の困難性であろうと考えられる。なお、「パラサイトシングル」が受ける便益に贈与税を課そうとする場合、帰属家賃などの贈与金額を課税対象とするのではなく、同居自体を理由に一定額の「親同居税」を課することも考えられるが、実際には、所得分配上の考慮の必要性から免税点などを設定せざるを得ず、結局は、便益評価算定の困難性の問題に直面することになる。

⁶ むしろ、子が親に地代を払うと、「借地権」が発生したとみなされ、贈与税が課されることになる。なお、「使用貸借」に贈与税がかされなくても、通常は、相続時に相続税が課されることになる。贈与税が相続税の補完税として位置づけられている以上、両者をセットにして検討する必要がある。

⁷ 実際には、「パラサイト」している子に対して親から金銭が直接渡されることは少なく、むしろ子から名目的な(例えば月額3万円程度の)金銭が親に渡され、その金額を遥かに越える食事などのサービス提供を受けているケースが一般的であろうと考えられる。

る物および権利」を課税対象とする贈与税は課税しにくい。⁸ たとえ金銭や物などの贈与が行われたとしても、同一家計内での贈与を把握することは困難である。

上記にうち は、贈与税が相続税の補完税として構成されている以上、相続財産としては残しようのないサービスが課税できないのには、ある程度やむを得ない面がある。但し、このことは、「財産権の対象となる物およびサービス」をサービスに変換して生前に贈与してしまえば、相続税も贈与税も逃れられることを意味しており、現行の相続・贈与税の仕組み自体に「パラサイトシングル」あるいはそれに類する活動を促進する面があるとも言える。また、上記のうちの は、現行の贈与税が「パラサイトシングル」を有利に扱っている(なぜなら、家計が別個の場合には、一定額以上の金銭や物の贈与があれば、贈与税が課税される可能性がある。)ことを意味している。以下では、仮に「パラサイトシングル」の受ける便益に贈与税が課税できた場合に、別居(即ち、「パラサイト」することを止めさせること)を促進することができるかどうかを検討する。

まず、「パラサイトシングル」現象が生じている状況を把握する必要がある。図4を参照されたい。図の前提は前節の Becker モデルと同様である。親子が同居する場合には、規模の経済性が生じ、親子全体(家族)として住居費を削減することができる。このため、家族の総所得は、親子同居の場合、OT で表され、別居の場合は OS で表される(OT OS)。ここでは、親の住居は十分広いために、子が同居しても親の便益は減少しないと考える。同居の場合には、当初の所得は E_1 で表される。ここで、親から子への贈与によって同居の場合には点 e_0 における消費が実現される。この e_0 が「パラサイトシングル」の行われる場合に実現する均衡である。(「パラサイトシングル」の場合には、贈与税が課されないことに留意されたい。)これに対して、親子が別居する場合には、点 e_1 (贈与税が課されない場合)、又は点 e_2 (贈与税が課される場合)が実現されることになる。親子が別居する場合には、親から子への支援は金銭の送金など課税当局が把握し得る形で行わざるをえないので、贈与税が課される場合も考えうるのである。

図4から明らかなように、点e。は、親にとっても子にとっても点e₁又は点e₂よりも望ましい。従って、「パラサイトシングル」が生じるのは必然的であると言える。それでは、仮に、このような「パラサイトシングル」の状況が好ましくないとして、「パラサイトシングル」の享受する便益に贈与税を課することによって別居を促進することができるのであるうか。

8

⁸ このことが、親から子への贈与が行われる場合に、金銭ではなく現物給付が行われる傾向の生じる一因であろう。この他の要因に関しては、Bruce and Waldman〔1991〕を参照。

図 5 は、図 4 と同じ前提で、贈与税の効果を見たものである。「パラサイトシングル」に贈与税が課されない場合に実現する点は e_0 である。仮に、「パラサイトシングル」が親から受ける便益に贈与税を課税できたとすると(実際には、そのような課税を執行することはほとんど不可能であろうが)、均衡は e_0 から e_3 に移動する(比例的な贈与税が課された場合を想定している)。

一方、親子が別居する場合に実現するのは、点 e_1 (親から別居している子への送金に贈与税が課されない場合)又は点 e_2 (親から子への送金に贈与税が課される場合)である。図 5 から明らかなように、点 e_2 は、親にとっても子にとっても、点 e_3 に比べて望ましくない。従って、同居による規模の経済性が発生していて、かつ別居する親から子への贈与に贈与税が課税されている場合には、たとえ「パラサイトシングル」の受ける便益に贈与税を課税しても、それによって別居を促進することはできない。

別居している親から子への贈与は非課税とするとともに、「パラサイトシングル」への便益の供与には贈与税を課す場合 9 の効果をみるためには、図 5 の点 6 1と点 6 2を比較する必要がある。同居による規模の経済性が十分大きい場合(6 2と 6 4の距離が十分大きい場合)には、親子双方にとって点 6 3の方が望ましいので、やはり、贈与税の課税上別居を同居より優遇しても、別居を促進することはできない。実際には、特に都市部においては住居コストが高いので、このようなケースが多いと考えられる。

もちろん、「パラサイトシングル」に対する課税を極端に重くして、例えば贈与税の税率を 100%にすれば、親としては点 E_0 を選ばざるをえなくなるから、場合によっては、別居が選択されて点 e_1 が実現される可能性もないではない。しかし、このような税制(同居する親子間の便益の供与にのみ極端に重い贈与税を課すること)は、税の公平の見地から問題とされるであろう。また、そこまでして別居を促進する(同居によって実現する規模の経済性をあえて実現させなくする)ことは、効率性の見地からも正当化しにくい。それに加えて、執行がそもそも不可能であるという問題もある。結局、同居の場合の方が、規模の経済により親子の合計所得が大きくなる限り、「パラサイトシングル」への贈与税課税によって別居を促進することは困難である。

しかし、場合によっては、子が別居することで新たな所得機会を得、かつ、新たな所得機会を得ることによる所得の増加が親子同居による規模の利益を上回る場合もありうる。図6は、別居の場合における親子の所得合計額(OS)が同居の場合(OT)よりも大きな

 $^{^9}$ これは、山田〔1999〕が、「親同居税」の代替案として提案している、別居する未婚者への給付金の供与と同様のケースである。

ケースである。この場合、贈与税がなければ、 e_0 と e_1 の間の選択であり、 e_1 即ち別居が選択される。しかし、仮に、「パラサイトシングル」への贈与税は課されず、別居の場合の贈与にのみ贈与税が課されるのなら、 e_0 と e_2 の間の選択になり、 e_0 即ち「パラサイトシングル」の継続が選択され、子の新たな所得機会獲得が断念されることがありうる。これは、「パラサイトシングル」に伴う公平性の問題だけでなく、効率性の問題も引き起こしているケースである。 10 もしも現行の贈与税の仕組みがこのような歪みをもたらしているとしたら、何らかの対応が必要になろう。

上記のような問題への対応策として考えられるひとつの方法は、親子間での贈与に対する贈与税の廃止である。贈与税が廃止されれば、点 e_1 、即ち別居した上で送金などの形で贈与することが選択されるはずである。しかし、実際には、新たな所得機会を得て親とは別の場所に引っ越した子の対して、親が多額の贈与(現行の贈与税の基礎控除である年間 110 万円を越える贈与)が行われる場合はまれであろう。別居した場合には基本的に贈与が行われないとすると、別居の場合に実現する点は E_1 であり、点 e_1 や e_2 が実現することはない。従って、贈与税の廃止は、「パラサイトシングル」を抑制することには直接にはつながらない可能性が高い。一方、「親同居税」(「パラサイトシングル」の受ける便益への贈与税課税)の導入は、もしそれが可能であれば、同居(点 e_3)と別居(別居して送金に贈与税が課される場合に実現する点 e_2 または別居して贈与が行われない場合に実現する点 e_1)の比較から、後者が選択されることになり、別居の促進につながる。

このように、別居の選択が経済的に合理的(別居の場合の方が親子の合計所得が大きくなるという意味で合理的)であるにもかかわらず、同居における「パラサイトシングル」への便益供与のほうが、別居している親子間の贈与よりも、贈与税上有利に扱われているために、同居が選択されている場合には、両者における税制上の取り扱いを同一にすることによって、別居を促進することができる。また、そのことによって経済効率上望ましい効果を得ることができる。しかし、これは、税の中立的な取り扱いを行う方が、望ましい結果が得られることの特殊な一例に過ぎない。また、このような改革が望ましい効果を得ることのできる状況は限られたものにしかすぎない。特に、子の別居によって親子の所得合計額が上昇するのは、親の住居が子の所得機会の比較的少ない地域にある場合に生じることが多く、山田〔1999〕などが問題とする親が都市部に住んでいるケースでは例外的にしか生じないと考えられる。更に、贈与税の執行の困難性を考えると、限られた状況における改革の実効性はごく限定されたものでしかない。

結局、「パラサイトシングル」の問題は、経済効率の問題というより、所得分配の問題で

 $^{^{10}}$ 点 e_0 と e_2 を比較すると、親子の合計所得と税収の合計額は e_2 の方が大きく、社会全体の効率性の観点からは、 e_2 の方が望ましいと考えられる。

あると考えられる。即ち、大きな資産(特に都市部における住宅)を形成した親を持つ子は、そうでない子よりも実質的な所得水準が遥かに大きくなる傾向が生じていることは十分考えられる。そして、このような傾向が存在するなら、所得分配の不平等化の危惧につながり得る。しかし、この場合も、「パラサイトシングル」はあくまでも所得分配不平等化の一つの表われかたであって、「パラサイトシングル」自体に焦点を当てて対策を考えるのではなく、所得分配全体の見地から対応を検討すべきである。「1所得分配の問題に対処するためには、所得課税を中心とした税制全般及び社会保障制度全般を検討する必要があり、「パラサイトシングル」に対する贈与税課税を他と切り離して論じることはミスリーディングかもしれない。12

なお、「パラサイトシングル」現象が、結婚を遅らせているという山田〔1999〕の主張を経済的に分析することは困難である。もし行おうとしても、同居による経済的メリットとプライバシーの問題なども含めたデメリットの比較の問題、及び結婚のメリット・デメリットを比較する問題を同時に考える必要がある。また、結婚を巡る状況は、「パラサイトシングル」、その親及び、「パラサイトシングル」の潜在的配偶者の三者間のゲームになるため、上記のような簡単なフレームワークで論じることはできない。以下では、「パラサイトシングル」にとっての効用のみに焦点を当てることとする。

一般に、結婚した夫婦については、所得水準が高いほど親と別居する傾向があるとされ ている。従って、経済的に恵まれた階層における「パラサイトシングル」にとっては、

U(結婚、同居) < U(結婚、別居)及び

U(独身、同居)> U(独身、別居)

という関係が成り立っていると考えられる。問題は、

であるために、いつまでも「パラサイトシングル」でいるということであろう。ところが、(5)式の不等号を逆転させるためには、別居を促進するだけでは不十分であり、むしろ結婚のメリットを増大させる必要がある。結婚のメリットが大きくなり、独身者が結婚しさえすれば、別居は自動的に成立しやすい。一方、たとえ独身者の別居のメリットを増大させ

¹¹ 山田〔1999〕も、「親の経済的利用可能性が階層を決める」点を問題にしており、問題が世代を通した階層固定化(経済的な側面からは所得分配格差の固定化)であることを示唆している。現在の日本特に都市部においては、住宅の利用可能性が実質的な所得を大きく左右する要因であることから、「パラサイトシングル」現象が所得分配問題の典型的な表れ方として注目されるようになったものと考えられる。

¹² これは、山田 [1999] の問題提起の重要性を否定するものではない。また、山田 [1999] 自身、贈与税の提案を単独に行っているのではなく、税制面だけに限っても成人した子に関する扶養控除の廃止といった注目すべき論点を提起している他、労働市場の問題点などについても幅広く検討している。

る(これは本節で見てきたように、非常に困難である。)ことができたとしても、結婚のデメリットがメリットより大きい限り、(5)式の不等号が逆転することなく、「パラサイトシングル」の状態が継続することになる。

5.長期的な問題

前節では、「パラサイトシングル」の問題を特定の時点における効用の比較の観点から論じた。しかし、「パラサイトシングル」の弊害は、むしろ長期的な文脈で検討するべきであるという見方もありえよう。本節では、長期的な問題として、人的資本への投資の問題と相続税の問題を簡単に検討する。

「パラサイトシングル」の問題は、子が親に依存することにより、必要な人的資本への 投資が妨げられるという見方があるとしたら、それは必ずしも的をえたものではない。ま ず、親から子への贈与があるために人的資本への投資が抑制されることがありうるだろう か。通常は、むしろ贈与が行われないために人的資本への投資が抑制されるのであって、 その逆ではない。子の若い時期の所得水準が低いために、資本市場における借り入れが困 難な場合には、十分な人的投資ができないことがありうる。この場合、親からの贈与は、 奨学金制度と同様、子の人的投資を促進する要素である。

「パラサイトシングル」への贈与は、住居サービスなどその場限りの便益の供与であって、これが将来必要となる人的資本への投資を抑制するのではないかという議論も正しいものではない。図7を参照されたい。点 E_0 は、親子の当初の(生涯)所得である。親が子に所得を移転した場合の親子の(生涯にわたる)消費量は点 e_0 で示されている。仮に、子の潜在的な能力が大きく、人的資本への投資収益が E_0 Hで表せるようなものであれば、親は当然子への人的投資を行い、点 e_1 を実現しようとする。点 e_1 は、親子両者にとって点 e_0 より望ましいから、当然点 e_1 が実現される。点 e_0 が、「パラサイトシングル」の状態であるとすれば、点 e_1 においても、親子は同居している公算が強い。少なくとも、点 e_1 において、親子が別居しているという保証はない。逆に、子の潜在的な能力が低い場合(人的資本への投資収益が E_0 Lで表せるような場合)は、人的資本への投資収益が E_0 Lで表せるような場合)は、人的資本への投資は行われず、親から子への直接的な所得移転が行われ、点 e_0 が実現する。このように、親子の同居によって高い人的投資収益率をもつ子への投資が抑制されることは一般にはないと考えられる。

なお、以上では、親は子の消費も親自身の効用関数にカウントする、即ち、式(1)を前提 として議論を行った。式(1)は、親が子を「甘やかす」根拠であるが、仮に、親が利己的に 行動し、親自身の消費水準にしか関心がなければ、図7においては、点 E_0 が最終的な均衡であり、子の人的資本への投資は行われない。従って、「親が子を甘やかすから必要な人的投資が行われない」とする議論も誤りであろう。また、親が利己的に行動すれば親子間の別居が促進されると考える根拠もない。

最後に相続税の問題に言及する。もともと贈与税は相続税を補完する税であると位置づけられている。「パラサイトシングル」の享受する住居サービスに贈与税は課されないが、親が死亡してその住居を子が相続した場合には、それまでその家で親と同居していようと、別居していようと同様に相続税が課される。従って、「パラサイトシングル」であっても、最終的には相続税を払うことになる。むしろ、別居していたために、住居を相続せず、金融資産などで相続した場合の方が、相続税が課されにくいかもしれない。従って、「パラサイトシングル」の享受する住居サービスに贈与税が課されないことによって生じる所得分配上の問題は、相続税と一体で考えればそれほど深刻ではないのかもしれない。「3いずれにしても、前節で述べたように、「パラサイトシングル」が基本的には所得分配の問題である限り、「パラサイトシングル」に対する贈与税課税の可能性という限定された視点ではなく、総合的な観点からの検討が必要である。もちろん、相続税のあり方は、一般的な長期的所得分配の問題を考える際に、極めて重要な論点であるが、その検討は本稿の範囲を越える。

6 . 結語

「パラサイトシングル」の概念は明確ではないが、本稿ではその経済学的な見地からの論点整理を試みた。「パラサイトシングル」の現象自体は、基本的には人々(親と子の双方)の合理的な行動の結果であって、資源配分の見地からは特に問題とすべきものではなく、贈与税の課税などによって別居を促進しようとする政策は、ほとんどの場合望ましい効果は得られないかもしくは効果がない。「パラサイトシングル」はむしろ、所得分配不平等化の一つの表われ方と解釈すべきである。もし、所得分配の問題が発生していれば、「パラサイトシングル」現象のみに注目するのではなく、所得分配全体の問題に対して、税制(所得税、相続・贈与税、固定資産税など)と社会保障制度によって対応すべきである。なお、本稿は、あくまで経済学的な見地から議論を進めてきたため、山田〔1999〕が社会学的な見地から提起した幅広い問題を扱っていない。この意味で、本稿は「パラサイトシングル」問題のごく一部を対象としたものにすぎないが、今後の議論のたたき台として多少とも役に立てば幸いである。

.

¹³ 更に、親が死亡する以前の段階においても、「パラサイトシングル」は親の介護をすることにより、ある程度の負担を負うことになる可能性が強い。

参考文献

- 岩上真珠〔2001〕「親が仕向ける「パラサイト」」『日本経済新聞』2001 年 6 月 13 日
- 岩本康志・福井唯嗣〔2000〕「同居選択における所得の影響」京都大学経済研究所 Discussion Paper Series No. 0004.
- 金子宏〔1999〕『租税法』(第7版)弘文堂
- 国立社会保障・人口問題研究所〔2001〕 「世帯内単身者に関する実態調査:結果の概要」 (2001年6月)
- 山田昌弘〔1999〕『パラサイト・シングルの時代』ちくま新書
- Becker, Gary S. [1974] "A Theory of Social Interactions," *Journal of Political Economy*, Vol. 82, No. 6, pp. 1063-1093.
- Becker, Gary S. [1991] *A Treatise on the Family* (Enlarged Edition), Harvard University Press (Cambridge, Massachusetts).
- Becker, Gary S. and Casey B. Mulligan [1997] "The Endogenous Determination of Time Preference," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 112, No. 3, pp.729-758.
- Bruce, Neil and Michael Waldman (1991) "Transfers in Kind: Why They Can Be Efficient and Nonpaternalistic," *American Economic Review*, Vol. 81, No. 5, pp. 1345-1351.
- Kaplou, Louis [1995] "A Note on Subsidizing Gifts," *Journal of Public Economics*, 58, pp.469-477.
- Kotlikoff, Laurence J. and John N. Morris (1990) "Why Don't the Elderly Live with Their Children?" in David A. Wise ed., *Issues in the Economics of Aging*, The University of Chicago Press, pp. 149-169.